



県 章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月31日
号外(4)
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 教育委員会規則

- ※滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則(教育総務課) 1
- ※滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部を改正する規則(教育総務課) 1

○ 教育委員会訓令

- ※滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正(教育総務課) 1

教 育 委 員 会 規 則

滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会規則第2号

滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会事務局組織規程(昭和53年滋賀県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の表教育総務課の項中第25号を削り、第26号を第25号とし、第27号を第26号とする。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会規則第3号

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則(平成28年滋賀県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「管理監、」を「管理監ならびに」に改め、「ならびに図書館の館長」を削り、「副館長」を「館長および副館長」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

滋賀県教育委員会訓令第3号

滋賀県教育委員会事務専決規程(平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

別表第1事務局における共通事項の表18の部中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から22の項までを1ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

